

令和3年2月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、エアコン（室外機）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |   |     |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油ストーブ（開放式）2件）   | 2件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち携帯電話機（スマートフォン）1件、タブレット端末1件、<br>ノートパソコン1件、エアコン（室外機）1件）   | 4件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちノートパソコン1件、扇風機（充電式、携帯型）1件、<br>エアコン（室外機）1件、除雪機（歩行型）1件、タブレット端末1件、<br>電動アシスト自転車1件、エアコン1件、ライター（使い切り型）1件、<br>床材（木製）1件、リチウム電池内蔵充電器（喫煙具用）1件） | 10件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |     |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800590、A201900312を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202000896）

#### ①事象について

使用者（70歳代）が当該製品を使用中、当該製品の回転部（オーガ）に巻き込まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡しました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに31件の死亡事故及び16件の重傷事故が発生しています（本件を含む）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

#### ②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・安全な服装や装備をする。
- ・障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

#### ③再発防止への取組

消費者庁は、2017年（平成29年）12月20日、2018年（平成30年）12月5日及び2019年（令和元年）11月13日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019年（令和元年）5月31日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004年（平成16年）4月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

#### <参考>

##### ○消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！」（2017年12月20日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_171220\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf)

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が発生！ー」（2018年12月5日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_019/pdf/caution\\_019\\_181205\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf)

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019年11月13日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_024/pdf/caution\\_024\\_191113\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf)

##### ○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」（2019年5月31日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_015/pdf/report\\_015\\_190531\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf)

##### ○政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016年1月19日公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

##### ○独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015年1月26日公表）

ウェブサイト：[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf)

##### ○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013年1月24日公表）

ウェブサイト：[https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124\\_1.html](https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.html)

##### ○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) ダイキン工業株式会社が製造したエアコン（室外機）について  
 (管理番号：A202000905)

①事故事象について

ダイキン工業株式会社(法人番号：8120001059660)が製造したエアコン(室外機)を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2004年（平成16年）10月18日にウェブサイトへ情報を掲載し、翌19日に新聞社告を行うとともに、継続的に新聞折り込みチラシやダイレクトメールの送付を行い、無償点検及び改修（プリント基板の交換又ははんだ盛りの追加等の対策）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造番号、製造期間、対象台数

機種・型式	製造番号	製造期間	対象台数	
AR2205X	4000101～4003200 5000101～5007200	1995年1月 ～ 1998年3月	9,950	
AR228HDX	7000101～7008447		7,271	
AR△△*6*	5000101～70*****		81,475	
AR○○*7*	6000101～70*****		108,733	
AR○○*8*	7000101～70*****		15,214	
RA225G*	4000101～70*****		8,163	
RA△△6*	5000101～70*****		107,914	
RA○○7*	6000101～70*****		192,389	
RA○○8*	7000101～70*****		55,864	
RAJ△△8*	7000101～70*****		3,429	
RAZ225*	4000101～70*****		21,007	
RAZ△△6*	5000101～70*****		30,672	
合 計			642,081	

備考1. 対象機種の定格冷房能力は、2.2kW～3.2kW

備考2. 海外販売製品には、対象機種はありません。

注1. △△は、22、25、28のいずれかの数字

注2. ○○は、22、25、28、32のいずれかの数字

注3. \*印は、数字又はアルファベット

2004年（平成16年）10月18日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：53.9%（2021年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	1	火災	2014年度	1	火災
2019年度	0	—	2013年度	0	—
2018年度	2	火災	2012年度	2	火災
2017年度	1	火災	2011年度	0	—
2016年度	4	火災	2010年度	2	火災
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000905）は含まない。

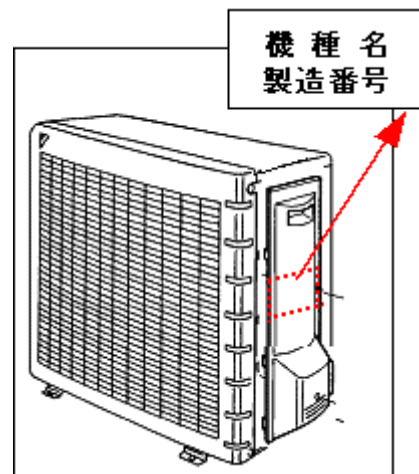
<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品の外観

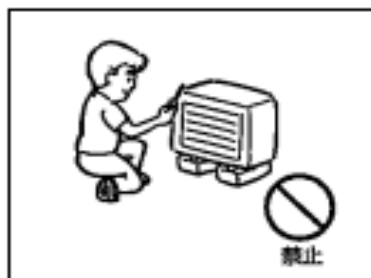


(写真は AR2205X)

2) 対象製品の確認方法



(注) 自身で工具を用いての製品の分解等は危険ですので、決してしないでください。製品に不具合がある場合には、事業者の問合せ先に御連絡ください。



(参考) リモコンの型番から対象製品を確認できる場合もあります。

リモコン型番	○に入る数字		製造期間
	対策が必要	調査が必要	
ARC408A○	10、13、20、30	14、15、24、25、28、29	1995年1月 ～ 1998年3月
ARC409A○	6、11	1、8、15、17、21	
ARC411A○	4、6、9	1、2、3、8	
ARC418A○	なし	1、2	
ARC402A○	なし	6	

備考1. 型番は、リモコン裏面に記載しています。

備考2. 「対策が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、事業者による改修が必要となります。

備考3. 「調査が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、改修が必要な場合がありますので、事業者による調査が必要となります。



注：写真のリモコンは、ARC408A10 のリモコンであり、型番によって形状は異なります。

#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ダイキン工業株式会社

電話番号：0120(330)696

受付時間：平日、土・日・祝日ともに24時間受付

ウェブサイト：

[http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2004/041019\\_r/index.html](http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2004/041019_r/index.html)

※同ウェブサイトから無償点検・修理の申込みも可能です。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、田代、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000897	令和3年2月1日	令和3年2月18日	石油ストーブ(開放式)	NC-S24F	株式会社ニッセイ	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	製造から20年以上経過した製品
A202000899	令和2年12月2日	令和3年2月18日	石油ストーブ(開放式)	GKF-S32YN-1 (株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月10日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800590	平成30年10月23日	平成30年12月28日	携帯電話機(スマートフォン)	iPhone7 MNCM2J/A	Apple Japan合同会社 (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。調査の結果、当該製品内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、電池セルの詳細な状態が確認できなかったことから、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	新潟県	平成31年1月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900312	令和元年6月30日	令和元年7月29日	タブレット端末	PM172J/A	Apple Japan合同会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の内蔵バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱が生じた原因の特定には至らなかった。	愛知県	令和元年8月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000895	令和3年2月7日	令和3年2月18日	ノートパソコン	PC-LL750LS6W	NECパーソナルコンピュータ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	



2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000905	令和3年2月8日	令和3年2月19日	エアコン(室外機)	RA287EX	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられる。	京都府	製造から20年以上経過した製品 平成16年10月18日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 53.9%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000892	令和3年1月29日	令和3年2月18日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000893	令和3年2月1日	令和3年2月18日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和3年2月18日消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000894	令和3年1月30日	令和3年2月18日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年2月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000896	令和3年2月8日	令和3年2月18日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、当該製品の回転部(オーガ)に巻き込まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	除雪機についての注意喚起を実施(特記事項を参照)
A202000898	令和3年1月19日	令和3年2月18日	タブレット端末	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月8日
A202000900	令和2年12月29日	令和3年2月18日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(90歳代)が当該製品で走行中、当該製品のフレームが破断し、転倒、頭部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月9日
A202000901	令和3年1月23日	令和3年2月18日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月4日
A202000902	令和2年11月12日	令和3年2月19日	ライター(使い切り型)	火災	車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000903	令和3年1月3日	令和3年2月19日	床材(木製)	重傷1名	当該製品で足を滑らせ、転倒し、足を負傷した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年2月9日
A202000904	令和2年3月11日	令和3年2月19日	リチウム電池内蔵充電器(喫煙具用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和2年4月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和2年3月27日に公表した携帯ゲーム機に関する事故(A201901252)及び令和2年4月14日に公表したコンセントに関する事故(A202000026)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

携帯電話機（スマートフォン）（管理番号：A201800590）



タブレット端末（管理番号：A201900312）



ノートパソコン（管理番号：A202000895）

